

# 貯水槽水道点検表

水道番号 第 号

	番号	点検事項	判定基準	判定	
				受水槽	高置槽
施設の外観 (受水槽・高置水槽)	1	水槽周囲の状態	・点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。		
			・清潔であり、ごみ、汚物等がおかれていないこと。		
			・水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。		
	2	水槽本体の状態	・亀裂、漏水箇所がないこと。		
			・雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。		
			・水位電極部、揚水管等の接合部は固定され、防水密閉されていること。		
	3	水槽上部の状態	・水槽上部は水溜りができない状態であり、埃その他衛生上有害なものが堆積していないこと。		
			・水槽の蓋の直接上部には他の設備機器が置かれていないこと。		
			・水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。		
4	水槽内部の状態	・当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。			
		・受水口と揚水口が近接していないこと。			
		・水中及び水面に異常な浮遊物が認められないこと。			
5	マンホールの状態	・蓋が防水密閉型のものであって、埃その他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う以外の者が容易に開閉できないものであること。			
		・マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上っていること。			
6	オーバーフロー	・管端部から埃その他の衛生上有害なものが入らない状態であること。			
		・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは小動物の侵入を防ぐのに十分なものであること。			
		・管端部と配水管の流入口は直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。			
7	通気管の状態	・管端部から埃その他衛生上有害なものが入らない状態にあること。			
		・管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは小動物の侵入を防ぐのに十分なものであること。			
		・通気管として十分有効な断面積を有するものであること。			
8	水抜管の状態	・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。			
9	給水管等の状態	・当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと。			
		・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。			
水質	10	給水栓の水	・給水栓における水に異常な臭気、味、色、濁りが認められないこと。		
		・残留塩素が検出されること。( mg/l )			
書類	11	・設備の配置、系統を明らかにした図面が整理されていること。			
	12	・受水槽周辺の構造物の配置を明らかにした平面図が整理されていること。			
<p>上記のとおり貯水槽水道の点検を 年 月 日に行い、完了したことを報告します。</p> <p style="text-align: right;">指定工事事業者 _____</p> <p style="text-align: right;">主任技術者 _____</p>					

※点検項目の記入は、必ず主任技術者がおこなうこと。